

# 内部統制府令の一部改正に伴う「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の一部改正について

平成23年 4 月 18 日

株式会社名古屋証券取引所

## 1. 改正趣旨

平成23年 3 月 29 日に「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布され、同年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されることに伴い、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」について所要の規定整備を行うものです。

## 2. 改正概要

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（内部統制府令）において「重要な欠陥」の用語が「開示すべき重要な不備」と見直されることに伴い、当取引所の規則においても同様の見直しを行います。

（備 考）

・適時開示等規則第 2 条  
第 1 号 a 1

## 3. 施行日

平成23年 4 月 22 日から施行し、同年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

以 上